議　事　録

平成２３年第２回臨時会

平成２３年１１月２１日（月）

開　　会	
議　　長	おはようございます。 本日の出席議員は、１５人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成２３年第２回筑前町議会臨時会を開会します。 （９：３０）
日程第１	
議　　長	日程第１「会議録署名議員の指名」を、行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定によって、 ７番　福本秀昭議員及び８番　久保大六議員を、指名します。
日程第２	
議　　長	日程第２「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日１１月２１日の１日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日の１日間と決定しました。
日程第３	
議　　長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 田頭町長
町　　長	おはようございます。 本日は、平成２３年第２回臨時会を招集しましたところ、多数ご出席いただきましてありがとうございます。 さて、一昨日来の降雨によりまして、一層の秋の深まりを感じる日々となりました。 今年は東日本大震災やＴＰＰ問題等、歴史的な災害の発生や取り組みの検討などによりまして、人々の価値観や仕組みが変革されようとしております。本町も時代の潮流を見極めながら施策を推進しなければならないと思うところでございます。 それでは、本日提案します議案等４件の提案理由の説明を申し上げます。 承認第６号　専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方公務員災害補償法の一部が、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行により改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。 議案第３９号　工事請負契約の締結につきましては、太陽光発電システム設置工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第４０号　財産の取得につきましては、筑前町多目的運動公園整備事業の用地を取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第４１号　筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る９月３０日の人事院勧告が行われたことにより、本町において適切に改正しようとするものであります。 以上が、本日提案いたします議案の提案理由です。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議　　長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第４	
議　　長	日程第４　承認第６号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	おはようございます。 それでは、議案書の２ページでございます。 承認第６号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日提出、町長名です。 提案理由、地方公務員災害補償法の一部が、障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行により改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。 次に、３ページに専決処分書を付けておりますが、これは、９月２６日に県のほうから通知があり、この法律が１０月１日施行ということでございましたので、時間的余裕がなかったということで、専決処分を行ったものでございます。 ４ページの内容でございます。 第１条といたしまして、右に現行、左に改正案ということで、下線部分が改正を行った内容でございます。 これにつきましては、項の追加があったというふうなことで、項の追加改正を行ったものでございます。 次のページで、附則、この条例は、平成２３年１０月１日から施行すると。 先ほども申しましたように、そのようなことで専決処分を行ったものです。 それから第２条、筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例の一部を次のように改正するということで、現行と改正案を書いておりますが、これにつきましても、障害者自立支援法の中で、８項が削除されたことによって、項の繰り上げという形での改正と。 これは同時に、９月２６日付で県のほうから通知がございましたので、附則のところに書いております。この条例は、平成２４年4月１日から施行するというふうになっておりますが、同日付で通知が来たことによりまして、本来ならば議案として提出するものでございますが、同時に専決処分を行ったものでございます。以上です。
議　　長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 金子議員
金子議員	ちょっとお尋ねしたいんですが、この筑前町議会の議員、その他の非常勤の職員の公務災害についてでございますけど、この４ページの１０条の２の（2）で、５条第１２項を１３項に変更するというようなふうに書いてありますけど、施行日が変わるだけで、今度は何ですか、前の時点でその１２項を１３項にする。また今度は4月１日から施行する分にしては、１３項を１２項に戻っとるというようなことですが、なんか限定期間というか何かの問題があるのか、質問します。
議　　長	総務課長
総務課長	まず、第１条ですが、これは、４項という、項が１つ追加されたと。４項が、ここ

	には見えないんですが、４項が追加されたことによって、１２項を１３項に繰り下げたと、４項が追加されたことによってですね。６項を７項に、一応繰り下げたというふうなことです。 そして４月１日からの第２条につきましては、第２条、４月１日からの施行に関しましては、今、修正した内容の中の８項が削除されたと。だから、削除されたので、また、元の１２項に戻ったと。 何もせんどけばそのままでよかったんですが、何もせんどけばというかですね、結果的には今の条例と変わらない内容であると。 １０月から４月１日の期間中にですね、１項が追加されて、またその間、１０月１日以降に１項がまた削除されたというふうなことで、期間的にそういう処理を行ったということでございます。
議　　長	他にございませんでしょうか。 河内議員
河内議員	お尋ねしますが、第５条１２項及び１３項に規定されている障害者支援施設に該当する施設というのは、どこがあるんでしょうか、お尋ねします。
議　　長	総務課長
総務課長	ちょっと詳しくは調べてないんですが、菊池園とかですね、そういう施設がうちには該当するというふうなことでございます。
議　　長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	後できちんとした施設名をお知らせいただけますでしょうか。
議　　長	総務課長
総務課長	後で福祉課のほうからきちんと調べて報告いたします。
議　　長	他にございませんでしょうか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、承認第６号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、承認第６号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第５	
議　　長	日程第５　議案第３９号「工事請負契約の締結について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の６ページでございます。 議案第３９号「工事請負契約の締結について」 太陽光発電システム設置工事について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日付提出、町長名。 提案理由でございます。 太陽光発電システム設置工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第９６条

	第１項第５号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 ７ページでございます。 工事請負契約の内容。 １．工事名　太陽光発電システム設置工事 ２．契約の方法　指名競争入札 ３．請負契約額　３４，４４０千円、内消費税額が１，６４０千円でございます。 ４．工事請負人　福岡県福岡市博多区博多駅東３－７－１、西部電気工業株式会社福岡本社　代表取締役社長　宮川一巳でございます。 ８ページに入札結果を、お知らせをしておるところでございます。 ８社を指名いたしまして、第１回目で落札決定をしておるところでございます。 落札率が６６．８９％でございます。 下の参考でございますけれども、工事箇所は筑前町篠隈の３７３番地。 工事概要でございますが、本庁舎屋上に太陽電池モジュール、太陽光発電パネルでございますけれども、２０８．４Wのものを１４４枚で３０ｋWでございます。 車庫棟のほうに太陽電池モジュール、２０８．４W、９６枚で２０ｋW、合計５０ｋWでございます。 パワーコンディショナが、１０ｋWが５台、表示装置として１台、これは４０インチの液晶モニターでございます。 工期でございますけれども、契約効力発生の日から平成２４年3月２１日まででございます。 少し補足説明を申し上げたいと思います。 今回の５０ｋWの太陽光発電システムがございますけれども、九州電力に試算をしていただきますと、福岡での年間予想電力発電量というのがございます。それと向きと傾斜角度、こういうものを掛けますと、５０ｋWの太陽光発電システムで大体４７，４８０ｋWアワーということで、年間発電量が予想されるようでございます。 これは、本庁舎、冷暖房機についてはですね、夜間の電力を使っておりますので対象外でございますが、昼間使っております電力の全体の、大体概ね１５％ぐらいの発電量になるようでございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
議　　長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 福本議員
福本議員	本当にすばらしい取り組みだというふうに思っております。 そこで工事にあたっての、いわゆる屋上での取り付けということになりますけれども、いわゆるアンカー関係の取り付けがなされるというふうに思うわけです。 そうしますと、やはり屋上でもございますし、いわゆる雨漏りの要因等に、将来に繋がっては困るというふうに思うわけです。 それで、やはり屋上での工事に関することで、やはり注意をしていただきたいと申しますか、雨漏りに対しての対策を徹底して取り組んでいただいたらというふうに付け加えたいということで、要望をいたしたわけでございます。以上です。
議　　長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 ありがとうございます。当然、工事の中で防水工事も一緒に、そこの部分についてはやっていくようにしておりますので、雨漏りがないようにしていきたいと思います。

議　　長	他にございませんか。 梅田議員
梅田議員	入札額が３２，８００千円と、９月議会におきましては５９，０００千円近い補正が組まれていたと思います。かなりの減額なんですが、減額だからそれなりの工事ということにはならないだろうとは思いますが、その点はくれぐれもよろしく、きちっとした工事であっていただきたいと思います。 それとですね、国庫補助金もこれには予算に入っておりましたけれども、減額になった場合、この財源内訳と言いますか、国庫補助金の減額ということもあり得るのかお尋ねいたします。 それで、これだけ減額ということは、このときの予算の積算と言いますか、が、かなり上積みされた積算額になっているというふうに捉えられるんですが、積算はどのようになさったのか、予算編成時の。お尋ねします。
議　　長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 まず１点目の、非常に安い価格での落札でございますけれども、内容を少し見てみますと、他のところでもですね、太陽光発電システムのほうを相当頑張って入札をされているようでございます。建築工事についてはさほど設計と変わりございませんけれども、そういうところで落札でございます。 この業者、落札をいたしました業者を少し調べておりますけれども、資本金が大体１６億円程度ございまして、東証一部上場企業でございますので、間違いはないだろうというふうに感じておるところでございます。 それから、国庫補助金でございますが、当然、入札減によりますと、これは２分の１以内でございますので、減額をするということになろうかと思います。 それから、積算でございますけれども、積算についてもですね、これは環境防災課のほうで見積りを取っていただいて予算編成を行っておりますが。正式な設計もですね、ほぼあまり変わらんところで設計もできておりますので、積算そのものはそう間違っていないと、業者のほうが非常に頑張られたんじゃないかな、ということを感じておるところでございます。以上でございます。
議　　長	梅田議員
梅田議員	それで、かなりの減額になったわけですけれども、太陽光発電を設置していただくということは、やはり今の時代の要請だと思いますが、これが災害時とか、そういった停電時とかになったときに、即座に対応するためには蓄電装置と言いますか、そういうことも求められるわけなんですが、この蓄電装置ということはどのように今後なさっていくのか。 せっかく減額になっていますので、それをもって蓄電の設備をつくるなりということは考えられないのか、お尋ねします。
議　　長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 発電のほうは相当安くできつつあるようでございますけれども、まだ蓄電のほうは相当の経費がかかるようでございます。まだまだ蓄電については先のことになってくるのかなというふうに感じておるところでございます。以上でございます。
議　　長	他に。 河内議員
河内議員	先ほど課長の説明で、１５％の発電量ということでしたが、金額的にはどれくらいになるのか。あと、太陽光システムの耐用年数はどれくらいあるのか、お尋ねします。
議　　長	財政課長

財政課長	まず金額の面でございますけれども、年間で約７７万程度減少するのではないかという試算でございます。あくまでも。 それから、太陽光の耐用年数でございますけれども、１０年ぐらいと言われておりますが、通常何もなければですね、２０年でも十分耐用できると。ただ、パワーコンディショナについては１０年ぐらいで更新の必要があるというふうに聞いておるところでございます。以上でございます。
議　　長	他にございませんでしょうか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第３９号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第３９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第３９号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第６	
議　　長	日程第６　議案第４０号「財産の取得について」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書の９ページをお開きください。 議案第４０号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、筑前町多目的運動公園整備事業の用地を取得するにあたり、地方自治法第９６条第１項第８号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 １０ページでございます。 今回上程する案件は多目的運動公園事業用地で、町が地権者に公共事業用資産の買い取りの申し出を行った土地のうち、予定価格７００万円以上で、かつ１件５，０００㎡以上のものに係る財産の取得について、議会の議決を求めるものでございます。 町が取得する財産は、１０ページの１．取得財産の表示の表に記載のとおり、所在地、筑前町下高場字小隈２７１４番５、地目、雑種地、地積２９０㎡ほか１５筆で、計２７，１９１㎡です。 ２．取得価格の合計は８４，９４７，２００円で、地目ごとの取得価格の内訳は、下段に記載のとおりでございます。 ３．契約の相手方は、筑前町下高場２６９８番地、森田信正氏ほか、表に記載する３名の方でございます。 以上で、説明を終わります。
議　　長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	１０ページの２の取得価格ですが、原野は１㎡当たり８００円、畑が１㎡当たり３，０００円、雑種地が金額、割り切れなかったんですが、割り切れない金額で契約ができるんでしょうか。

議　　長	都市計画課長
都市計画課長	用地取得価格の決定につきましては、委員長が副町長、それから委員が１０課の課長で構成いたします公共用地の取得検討委員会で、近隣の買収実例や不動産の鑑定価格、あるいは固定資産税の課税状況等を参考にいたしまして、用地取得単価を決定しているところでございます。 樹園地につきましては１㎡当たり３，０００円、山林は別途ですね、原野につきましては１㎡当たり８００円という価格でから決定をいただいております。 雑種地につきましては、純然たる雑種地もございますし、それから宅地批准並みの課税をしておる部分もございます。１件につきましては、現在地目は雑種地ですけれども、農業用倉庫が建っておる部分とかいうものもございまして、それぞれにですね、平成２２年度に行いました物件等の補償業務を委託しておりまして、補償単価についてはそれで決定いたしておりますが、今申し上げましたように、宅地につきましては、宅地批准課税を行っておる部分とか現況に応じて課税をしている状況でございます。 以上です。
議　　長	他にございませんでしょうか。 一木議員
一木議員	先に説明を受けておりました試掘におきまして、登り窯が５つぐらい出土したということでございまして、今度土地を取得しますと、２５年度計画で工事に入っていかれるということで説明を受けているところでございます。 専門の方がそういった試掘をなされておられますので、この後はそういった文化財等が出土等はどうなのかなというふうに、私もちょっと分らないわけですけれども。 もしそういった文化財等がまた出土等をした場合は、工事に入っていった段階で影響等が出るんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりについて、もしそういった文化財等が出てきたりした場合ですね、どのように対応をされるものなのか、その辺りについての考えをお尋ねしたいと思います。
議　　長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 畑というか樹園地につきましては、３０数年前にパイロット事業を行ったおりに、あそこは造成を行っておりますので、出てくることは非常に可能性としては少ないと思っております。 山林につきましては、先ほど議員からご質問がありましたように、7月から８月にかけまして文化財の調査を行っております。その分で一部、３，０００㎡ばかりは文化財として残さなければならないということになっております。 他についても若干のですね、あと調査報告をしなければならない分が出てきますけれども、純然たる残さなければならないのは、今ご指摘がありました３，０００㎡だけということで理解をいたしております。
議　　長	他にございませんでしょうか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、議案第４０号「財産の取得について」を、採決します。 議案第４０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、議案第４０号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されまし

	た。
日程第７	
議　　長	日程第７　議案第４１号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の１１ページでございます。 議案第４１号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由、平成２３年9月３０日の人事院勧告が行われたことにより、筑前町の一般職の職員の給与についても適切に改正する必要が生じた。これが、条例案を提出する理由でございます。 １２ページでございます。 筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第１条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。ということで、現行と改正案の給与表を提示いたしております。 １４ページをお開き願いたいと思います。 この給与改定につきましては、全体平均０．２％の引き下げ。最高でですね、高齢職員については最高０．５％ということで、４０歳以上を対象に改正を行った給与表でございます。 １４ページの、これは3級の６１号なんですが、これから下線を引いております。下線を引いている部分が、今回４０歳以上に該当する職員の級または号俸ということで、ご理解いただければと思っております。 このように改正をするということでございます。今のが第１条でございます。 それから１７ページでございます。 第２条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するということで、１８ページに改定した部分を、下線を引いております。 これにつきましては、１８年に大幅な給与改定が行われたわけでございますが、１８年の給料の切り替えに伴う給料月額の支給率を、このように変更するという内容のものでございます。 今回の給与改定に基づきですね、このように月額給料の支給率を変更するという内容でございます。 それから、附則でございます。 １項、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するということで、１２月１日というふうなことになろうかと思います。 それから、２項でございます。 平成２３年１２月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、２項の１号及び２号という形ででですね、長い文章を、ここにありますが、要約いたしますと、２項におきましては、下に書いております（1）、１号と申しますが、１号と次のページの２号、これが、１号が月額給料。月額給料の分でございますが、そこに書いております給与表、1級であれば1号から９３号、２級であればこのように書いております。2級から7級まででですね、このように号級を書いておりますが、これを除く職員。これを除く職員と申しますと、大体４０歳以上の職員ということでございます。その

	職員の月額給料から０．３７を乗じた額を、一応４月にさかのぼって削減しますよという内容が、１号、毎月の給料から０．３７を乗じた額を減額する、という内容が１号でございます。 そして次のページの２号におきましては、平成２３年6月１日において減額改定対象職員であった者、先ほど申しました４０歳以上の職員でございます。に、支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に０．３７を、１００分の０．３７を乗じた額、これを減額しますということで、この１と２を合わせたものを２項、また戻って、１８ページの２項でございます。１２月に支給する期末手当の額から合計した分を減額いたしますという内容でございます。 それから１９ページです。 前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 以上、説明でございます。
議　　長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議　　長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 この議案は、人事院勧告に従っての改正ということですが、最高額、年間２６，４００円もの減額となっています。 公務員の給料の引き下げは民間企業にも大きな影響を与えます。今、給料を引き下げることは、長引く不況脱却への道をさらに長引かせるものとなり、到底容認できないものであると考えます。 よって反対を表明し、討論といたします。
議　　長	次に、原案に賛成の発言を許します。 （賛成討論なし）
議　　長	これで、討論を終わります。 これから、議案第４１号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手多数です。 したがって、議案第４１号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
議　　長	ここで、先ほどの河内議員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件で、福祉課長から発言の申し出があっておりますので、これを許可します。 福祉課長
福祉課長	それでは失礼いたします。 先ほど河内議員さんのほうの障害者支援施設、何カ所あるのか、どういったところかということでございますけれども、町内におきましては、先ほど総務課長のほうが申し上げました菊池園、それから第２野の花学園の２カ所でございます。以上でございます。
閉　　会	
議　　長	以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。

	町長、あいさつはありますか。 町長
町　長	お礼を申し上げます。 すべて提案いたしました専決事項を含む議案、可決いただきましてありがとうございました。 ２３年度も後期に入りましたけれども、粛々と執行させていただく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。
議　長	これをもって、平成２３年第２回筑前町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でございました。 （１０：１２）
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長　宮原 均 7番 議 員　福本 秀昭 8番 議 員　久保大六